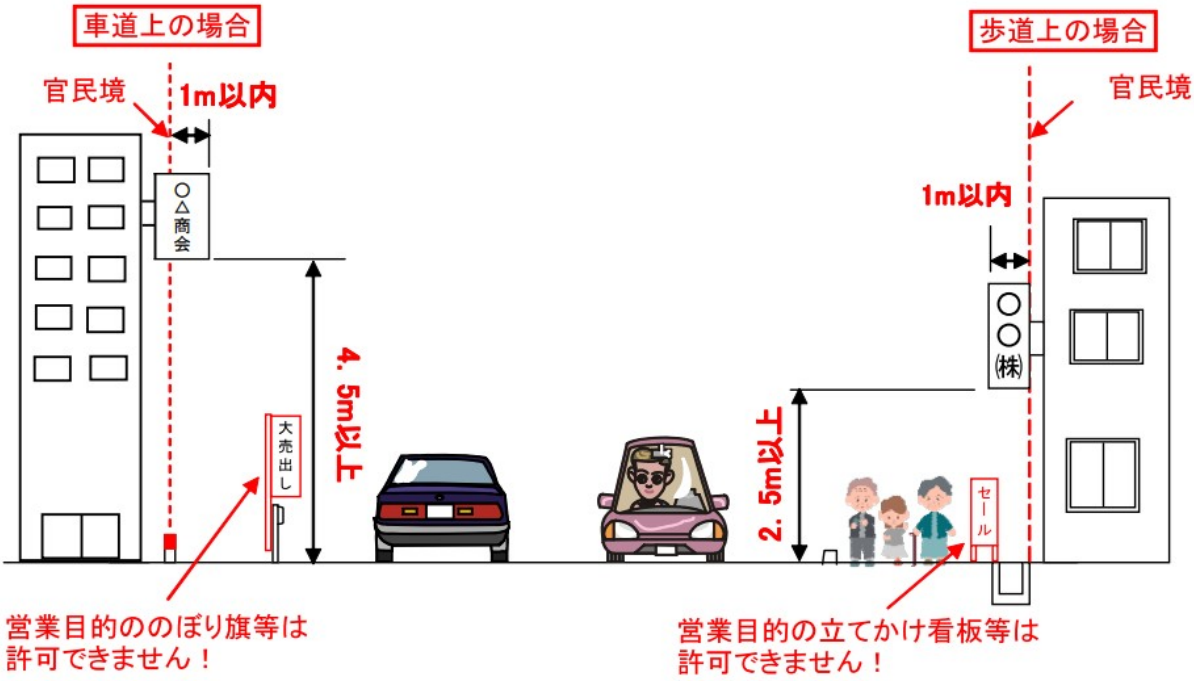
道路に看板などを設置するには許可が必要です

道路を使用するには、一定のルール（道路法）があります。皆さんも生活している中で他人の土地を使用する場合、契約を交わしたり、承諾をもらったりして使っているのと同じように、道路（地上、地下を含む）を使おうとすると時は、あらかじめ道路管理者の許可を受ける必要があります。申請手続きについては、事前に担当までお問い合わせいただくと審査手続きをスムーズに進められます。

※許可を受けられる看板等には基準がありますので、まずは下図を参考にお確かめください。また、許可を受けた看板等は、面積に応じて料金（占用料）をお支払い頂きます。詳しくは、　**石巻国道維持出張所**　までお問い合わせ下さい。

なお、許可を受けないで看板等を設置されている場合は、早めに移動又は撤去してください。



※国道に設置されている電柱・電線・上下水道・ガス管も占用許可を必ず受けています。

【　解　説　】

道路は一般交通の用に供される公共の施設です。そのため、道路敷地では私権（営業の為の行為など）を行使することができません。（道路法第４条）

また、車道や歩道上に物（広告看板、商品など）を放置することも禁止されてます。（道路法第４３条）

お問い合わせ先

国土交通省　仙台河川国道事務所
石巻国道維持出張所　管理第三係
電話　0225－95－5237

管轄　国道 45号（32.72kp～83.67kp）
東松島市・石巻市・登米市
国道108号（0.20kp～23.85kp）
石巻市・涌谷町